

議第24号

京都市環境保全事業振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市環境保全事業振興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市環境保全事業振興基金条例の一部を改正する条例

京都市環境保全事業振興基金条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条を次のように改める。

京都市環境共生市民協働事業基金条例

(設置の目的)

第1条 環境共生市民協働事業（環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる都市を実現するため、本市が市民と共に実施する事業をいう。以下同じ。）に要する費用に充てるため、京都市環境共生市民協働事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第5条第1項中「事業の振興に必要な財源」を「環境共生市民協働事業に要する費用」に改め、同条第2項中「必要な財源」を「環境共生市民協働事業に要する費用」に改める。

第6条中「事業の振興に必要な財源」を「環境共生市民協働事業に要する費用」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提案理由

京都市環境保全事業振興基金の名称及び設置の目的を変更する必要がある
ので提案する。